

陳情事項	回答
<p>【1】自治体の基本的あり方について</p>	
<p>①憲法、地方自治法などをふまえて、住民1人1人が人間としての尊厳が保障され、健康で文化的で平和的な生活を送れるように自治体の施策を進めてください。</p>	<p>法の趣旨を尊重し、第6次小牧市総合計画に基づく効率的な行政経営に努めます。</p>
<p>②「住民の福祉の増進を図る」という地方自治の目的に沿って、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してしてください。</p>	<p>国の動向を見守りながら、本市の実情を踏まえて適切に対応してまいります。</p>
<p>③地域主権改革関連法(第1次～第3次分)による義務付け・枠付への見直し(最低基準の見直し)につて、現行の基準を引き下げることなく住民サービス充実の観点から基準の向上をめざしてください。</p>	<p>法の趣旨を尊重し、本市の実情を踏まえて適切に対応してまいります。</p>
<p>★④徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴取事務を移管しないでください。参加していただかない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の滞納整理機構は、最近の厳しい雇用・所得環境の悪化から滞納者の増加を防止、自主財源の確保と滞納額の縮減を目指し設定されたものです。高額案件等への直接徴収の効果及び滞納を許さない機運の醸成と地域の納税秩序の確立を図る効果があり、市独自の未収金回収と合わせて、適法・適切に事務処理を進めてまいります。</p>	<p>滞納整理機構は、最近の厳しい雇用・所得環境の悪化から滞納者の増加を防止、自主財源の確保と滞納額の縮減を目指し設定されたものです。高額案件等への直接徴収の効果及び滞納を許さない機運の醸成と地域の納税秩序の確立を図る効果があり、市独自の未収金回収と合わせて、適法・適切に事務処理を進めてまいります。</p>
<p>★【2】福祉医療制度について</p>	
<p>①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。</p>	<p>現時点で縮小の予定はありません。</p>
<p>②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。</p>	<p>平成20年4月から保険診療にかかる通院・入院の医療費無料制度を15歳年度末まで現物給付で拡充したところであり、18歳年度末までの拡大は現在のところ考えておりません。</p>
<p>③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。</p>	<p>精神障害者保健福祉手帳1・2所持者の入院については、現在、県補助対象を拡大し全疾病を対象としていきます。</p>
<p>④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。</p>	<p>高齢者の方にも医療費を負担していただくことは、必要であると考えます。後期高齢者福祉医療費助成制度の対象拡大については、現在、県補助対象を拡大しひとり暮らし高齢者を対象としており、さらなる対象者の拡大については、現在のところ考えておりません。</p>

<p>【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。</p>	
<p>1. 安心できる介護保障について</p>	
<p>(1) 介護保険について</p>	
<p>①介護保険料を引き下げてください。なお、介護保険料段階は、多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。</p>	<p>第5期計画における保険料の設定にあたっては、基金の取崩による財源の確保をおこない、介護保険料の上昇が少しでも緩和されるような措置を講じました。また、所得段階を細分化し、所得が高くない方への配慮も合わせておこなったところです。</p>
<p>②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。</p>	<p>失業等で、所得が著しく減少した方に対し、介護保険料の減免制度を設けています。</p>
<p>★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。</p>	<p>本市独自の施策については考えておりません。</p>
<p>★④要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施せず、介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。</p>	<p>現時点では、介護予防、日常生活支援総合事業の実施は考えておりません。</p>
<p>★⑤特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤整備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。</p>	<p>特別養護老人ホームなど、介護基盤の整備につきまして、第5次小牧市高齢者保健福祉計画に従い、整備を図っていることとです。なお、低所得者、医療依存度の高い利用者の入所確保に対する助成制度については、考えておりません。</p>
<p>⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任をもって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。</p>	<p>本市においては、市内各地域に4箇所設置しており、全て社会福祉法人に委託をしています。委託費については23年度引き上げを行いました。</p>
<p>⑦介護・福祉労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。</p>	<p>介護職員の質の向上のため、事業所を対象に介護職員の研修を実施しています。</p>
<p>(2) 高齢者福祉施策の充実について</p>	
<p>★①高齢者が地域で生き生きと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。</p>	
<p>ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。</p>	<p>緊急通報装置の設置、配食サービス及び家事援助員の派遣などの生活支援の施策を実施しておりますので、今後も周知に努めます。</p>
<p>イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。</p>	<p>高齢者や障がい者の外出支援のためだけに運行しているわけではありませんが、市内8コースに巡回バス(全て低床バス)を運行しており、巡回バスは車椅子のままでもご利用いただける仕様となっております。また、65歳以上の方は料金が無料となります。</p>
<p>ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。</p>	<p>60歳以上の高齢者のみが利用可能な老人福祉センターを市で設置しています。</p>
<p>エ. 高齢期になっても住み続けられることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。</p>	<p>現時点では、バリアフリーの高齢者住宅を公営で整備する考えはありません。</p>
<p>②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。</p>	<p>自己負担額を引き下げは考えておりません。回数については平成24年4月より、週3回を週5回に変更しました。なお、会食方式を実施する団体に対して、間接的に助成(いきいきサロン)を行っています。</p>

<p>★(3) 障がい者控除の認定について</p>	<p>①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。</p> <p>②すべての要介護認定者に「障がい者控除対象者認定申請書」または「障がい者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。</p>	<p>現時点では、実施は考えておりません。</p> <p>身体状況より該当と判断される対象者には個別に送付しています。</p>
<p>2. 高齢者医療などの充実について</p>	<p>①後期高齢者及び国保の高額医療・高額介護合算療養費は、該当者に個別に申請書を送付してください。</p> <p>②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないで行ってください。また、短期保険証は、発行しないでください。</p>	<p>後期高齢者については広域連合が一括して処理しております。要望については広域連合に伝えます。</p> <p>国保については、現在、該当者へ個別に申請の勧奨を行っています。</p> <p>資格証明書は現在発行していません。短期保険証は、納付相談の機会を設けるため及び負担の公平性の観点から必要に応じ発行しております。</p>
<p>3. 子育て支援などについて</p>	<p>①妊産婦健診は、初回の健診はもちろんのこと、産前14回、産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。</p> <p>★②就学援助制度の対象を生活保護基準の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付け、申請手続きに民生委員の証明が必要な場合はなくしてください。また、年度途中で申請できることを周知徹底してください。支給内容を拡充してください。</p> <p>③義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。</p> <p>④放射線被ばくから子どもを守るため、食の安全管理を万全にしてください。</p>	<p>妊婦の無料健診制度については、平成21年1月27日以降、国の示した健診内容で、14回を実施しております。なお、産後健診については、現在のところ実施の考えはありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の認定基準は、生活保護基準の一部に市独自基準を加算して1.3倍した額を目安としており、現時点では変更を考慮しておりません。</li> <li>・申請の受付は、従来から学校と市教委事務局学校教育課の双方で対応しています。</li> <li>・申請手続きに民生委員の証明は不要です。</li> <li>・年度途中で受け付け可能な旨、市HPや広報で案内しています。</li> <li>・支給内容は、予算範囲内で国の補助基準に準ずるようになっています。</li> </ul> <p>現在のところ無料にする予定はありません。</p> <p>10月を目処に放射能測定器を導入予定。</p> <p>女性が避難所で生活をされる際には、プライバシーの確保や着替え、授乳部屋など区画されたスペースを用意するなどの配慮が必要だと考えています。小牧市では災害に備え、体育館等での避難生活におけるプライバシーの確保を容易に組み立てていくことができる間仕切りを240張、プライバシーベールを10張備蓄しています。また、妊産婦や高齢者など特に配慮が必要な方が避難をする場所として市内3箇所の福祉施設等を福祉避難所に指定しています。今後東日本大震災での教訓や女性のニーズに合った支援ができるよう避難所の運営方法や備蓄物資の見直しに努めていきます。</p>

4. 国保の改善について	医療保険の広域化は、保険財政の安定化には必要であると考えられています。現在、国においては医療保険制度における様々な検討がなされており、その推移を見守りたいと考えております。
①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。	医療保険の広域化は、保険財政の安定化には必要であると考えられています。現在、国においては医療保険制度における様々な検討がなされており、その推移を見守りたいと考えております。
★②保険料(税)について	一般会計からのその他繰入金については、23年度実績で国保加入者1人当たりの繰入額が県下38市中多いほうから8番目とたいへん多くなっています。その他繰入金は国保加入者以外の方の負担が発生し、健全な財政運営とはいえません。したがって、繰入額の増額による保険料の引き下げ等の実施は現在のところ考えておりません。
ア、これまでに一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。	一般会計からのその他繰入金については、23年度実績で国保加入者1人当たりの繰入額が県下38市中多いほうから8番目とたいへん多くなっています。その他繰入金は国保加入者以外の方の負担が発生し、健全な財政運営とはいえません。したがって、繰入額の増額による保険料の引き下げ等の実施は現在のところ考えておりません。
イ、18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。	均等割については加入者全員に賦課することが地方税法で定められており、18歳未満の子どもについても均等割の対象となります。また、一般会計による減免については、18歳未満の子どもの増額による減免のことであれば、上記「ア」のとおりです。
ウ、前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。	低所得者については地方税法等で定められた軽減措置がすでに適用されています。条例による低所得者に対するさらなる減免措置は現在のところ考えておりません。
エ、所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。	所得軽減による減免については条例等に規定されており、前年中総所得が400万円以下の世帯で今前年中所得が200万円以下かつ前年所得の10分の7以下の場合に減免対象となることとなっております。基準の異直しは現在のところ考えておりません。なお、非自営的失業者について給与所得を30/100とする軽減を平成22年度より実施しています。
★③保険料(税) 滞納者への対応について	
ア、資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度未までの子どもがいる世帯、母子家庭や障がい者の子どものいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。	資格証明書については、納税相談等により生活状況や納付計画等を聞き取り、やむを得ず保険料を納めることができず状況であれば交付することはありません。また、18歳年度未までの子どもも、母子家庭・障がい者等の被保険者がいる世帯には交付していません。また、保険証については、受け取りがなかった全世帯に再度通知文を送付し勧奨しています。
イ、滞納者に対し給付の制限をしないでください。	保険給付については、制限は実施していません。
ウ、保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6か月としてください。	短期証の交付については、取扱基準の中で、納付割合や分納の履行状況により有効期限を定めており、負担の公平性の観点から一定の区分をすることが適切であるとと考えています。
エ、保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。	未納がある方には納税相談をする機会がありますので、その中で生活実態等の把握に心がけており、生活実態等の把握をした上で支払可能な額で分納誓約等の手続を実施しています。差押えについては、納税相談等において生活実態等の把握に努め、その状況等を勘案します。また、保険証を送付していない全世帯に納税相談により保険証の交付を受けるように通知文を送付しています。
④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に郊しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にかかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。	低所得者に対する一部負担金の減免については実施していません。なお、一部負担金の減免制度の周知につきましては、市ホームページで行っております。

<p>5. 障がい者施策の充実について</p>	<p>①障がい福祉サービス、自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。</p>	<p>訪問入浴サービス事業とコミュニケーション支援事業については利用料を無料としています。施設での食費・光熱水費については、所得状況を勘案し「特定障害者特別給付費」を支給しています。補装具及び日常生活支援事業の費用については、制度上は利用者負担額は1割（10％）ですが、小牧市では、利用者負担額の軽減措置として半額（5％）を市単独で補助しています</p>
<p>②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障がい者・児が必要とする時間を支給してください。</p>	<p>③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。</p>	<p>訪問系サービス、移動支援の支給時間につきましては、申請者の利用計画を聞き取った上で、サービス等利用計画等に基づき福祉事務所で適正な支給決定を行っております。</p>
<p>★④障がい者の介護保険制度における利用料負担は徹底してください。当面、障がい者の介護保険にたいし障害者自立支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。</p>	<p>⑤避難所のバリアフリー化をすすめてください。</p>	<p>移動支援の利用目的は、社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動社会参加のための外出であり、通勤・通学、就業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出は認められません。よって通所施設・学校等への送迎は、通年かつ長期にわたる外出に該当するため、利用することができません。保護者の入院等、緊急時には対応できる場合がありますのでご相談ください。</p>
<p>⑥集団での避難生活が困難な障がい者・児、特別な介護を含む援助が必要な障がい者・児、高齢者を対象とした、個室対応も可能な福祉避難所を配置してください。</p>	<p>⑦地域の防災関係者が「災害時要援護者」の情報共有ができるようにするとともに、一定の条件下に、障がい者団体や支援団体等にも情報を開示してください。また、地域での情報喪失も想定し、福祉圏域間での共有、県との共有を考えてください。</p>	<p>国の制度でありますので、本市独自の施策については考えておりません。</p> <p>風水害、地震時の避難所として指定している施設は、建て替えや改修工事を行う際にバリアフリー化するよう努めています。</p> <p>現状の設備等の状況で個室対応は困難であるため、福祉避難所内では、パーテーションなどで可能な限り、個別化を図れるよう務めてまいります。</p> <p>現在市で管理している「災害時要援護者登録台帳」につきましては、災害時に地域の自治会や民生委員などへの情報開示を可能としています。</p> <p>福祉圏域間及び県との共有につきましては、個人情報保護の観点から、実施する予定はありません。</p>
<p>6. 健診事業について</p> <p>①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。</p> <p>②40歳未満の住民を対象にした一般健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。</p>	<p>がん検診については、健康を自己で管理していただく意識を高めるためにも費用の一部を負担していただいておりますが、他市町村との均衡、財政負担の増加等ことから、現在のところ変更する考えはありません。なお、満70歳以上の方、非課税世帯の方、生活保護受給世帯の方には減免措置があります。また、女性特有のがん検診事業として特定年齢に達した方を対象に子宮がん、乳がん無料クーポンを配布するとともに、特定の年齢に達した男女の方に対して大腸がん無料受診券を配布しております。</p> <p>歯周病疾患検診については、成人歯科健診として、20歳以上の市民及び妊婦の方を対象に保健センターにおいて、無料で、歯科健診や口腔がん検診等を年12回実施しております。また、35歳、40歳、50歳、60歳、70歳の順目の年齢の方は、個別医療機関での個別検診も無料で実施しています。</p> <p>平成20年度から35歳を中心に40歳未満の市民を対象に無料で生活習慣病予防のためのメタボ健診を無料で実施しています。</p>	

7. 予防接種について	<p>★①Hib、小児用肺炎球菌、HPVワクチンの予防接種は無料で受けられるようにしてください。</p> <p>②高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。</p>	<p>平成23年1月から3ワクチンの無料接種を実施しています。</p> <p>高齢者用肺炎球菌は、平成21年6月から1回限り5,000円の助成を実施しています。水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種については、平成23年10月から全額助成を実施しています。また、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの任意予防接種については、現在のところ助成制度を設ける考えはありません。</p>
8. 生活保護について	<p>★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。</p> <p>②就労支援や生活指導を個別に丁寧に行い、おこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。</p> <p>③弱者の生存権侵害につながるかわからない警察官OBの窓口等への配置はやめてください。</p>	<p>憲法第25条及び生活保護法に基づいて対応しています。必要な調査を実施した上で保護を決定する必要があります。また、概ね2週間必要となりますが、できる限り早急に対応しています。</p> <p>就労支援については、就労支援相談員を1名配置して、就労支援に向けて取り組みをしています。生活指導を行うケースワーカー(正規職員)については、生活保護受給世帯数の増加に合わせて増員するよう対応していきます。</p> <p>警察官OBの窓口等への配置はしておりません。</p>
<p>【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。</p> <p>1. 国に対する意見書・要望書</p>		
<p>①消費税増税法および社会保障制度改革推進法は撤回してください。また、マイナンバー制度は導入しないでください。</p>	<p>国の制度でありますので、市としては意見書・要望書の提出は考えておりません。</p>	
<p>②消えた年金問題を全面解決し、消費税を財源にすることなく全額国庫負担による「最低保障年金制度」をつくってください。その際、すべての高齢者の無年金・低年金の改善に役立つものにしてください。受給資格年限を短縮し、安心してくらす年金制度を確立してください。年金支給年齢の引き上げは行わないでください。特例水準解消を理由とした2.5%の年金削減は撤回してください。年金の自動削減装置である「マクロ経済スライド」を撤回してください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。</p>	<p>国の制度であり、市としては、意見書・要望書の提出は考えておりません。</p>	
<p>③後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどってください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険の都道府県単位化は行わず、国庫負担を増額してください。</p>	<p>意見書・要望書の提出は考えておりません。国保の都道府県単位化は、上記「4. 国保の改善について①」のとおりです。なお、国保の国庫負担の増額については、関係機関を通じ行っているところですので、</p>	

<p>④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護・福祉労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。生活支援の「45分」への時間短縮を元に戻してください。</p> <p>⑤子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊娠・健康診断の補助金を拡充し、恒久措置としてください。</p>	<p>介護が必要な方に真に必要なサービスが提供される適正な介護保険事業が続けられるよう県下各市の動向をみながら判断していきたいと考えています。</p> <p>子どもの医療費無料制度を18歳年度末までの現物給付(窓口無料)化については、【2】福祉医療制度について②のとおりです。現物給付による子どもの医療費助成に対する国庫の国庫負担金減額の廃止については、関係機関を通じて行っているところです。</p>
<p>⑥東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分発揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。</p>	<p>意見書・要望書の提出は考えておりません。</p>
<p>⑦障がい者・児が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を徹底してください。障がい福祉サービス利用者が、介護保険で支援と認定された場合、従来の障害福祉サービス利用が大きく制限されることなどから、介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険制度を選択できるようにしてください。</p>	<p>意見書・要望書の提出は考えておりません。</p>
<p>⑧H i b、小児用肺炎球菌、HPV、高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種を定期接種としてください。</p>	<p>意見書・要望書の提出は考えておりません。</p>
<p>2. 愛知県に対する意見書・要望書</p> <p>(1) 福祉医療制度について</p>	
<p>①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。</p>	<p>後期高齢者福祉医療費助成制度は国の制度を補充する県の施策であるため、小牧市としても国制度を最大限利用することが必要と考えますので、意見書・要望書の提出は考えていません。</p>
<p>②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。</p>	<p>県下各市の動向をみながら判断していきたいと考えています。</p>
<p>③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。</p>	<p>県下各市の動向をみながら判断していきたいと考えています。</p>
<p>④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。</p>	<p>意見書・要望書の提出は考えていません。</p>

<p>(2) 県民の医療を守るために</p>	
<p>①後期高齢者医療制度について</p>	
<p>ア、後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障がい者医療費助成制度を適用してください。</p>	<p>後期高齢者福祉医療費助成制度は国の制度を補完する県の施策であるため、小牧市としても国制度を最大限利用することが必要と考えますので、意見書・要望書の提出は考えていません。</p>
<p>イ、後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。</p>	<p>愛知県からは財政安定化基金から金額が広域連合に交付されており、間接的に健康診査事業への財政支援が配慮されていると聞いておりますので、意見書・要望書の提出は考えておりません。</p>
<p>②国民健康保険への県の補助金を増額してください。</p>	<p>補助金の額については、国・県が交付決定をしますので、原則、市の要求によって金額が変わるものではないと考えています。ただし、法改正時のシステム改修委託費等については、市の負担が極力発生しないよう特別調整交付金等、要求すべきものについては補助金等の交付要求をしていきたいと考えています。</p>
<p>③障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くす補助制度を創設してください。</p>	<p>意見書・要望書の提出は考えておりません。</p>
<p>④コロナー中央病院を障がい者・児の専門医療機関として拡充してください。また、県東部地域にも同様の医療機関を設けてください。</p>	<p>意見書・要望書の提出は考えておりません。</p>
<p>⑤東海・東南海・南海の三連動地震に対し、県内の災害時医療体制を確立・充実してください。とりわけ、災害拠点病院がその機能を発揮できるように、財政的援助も含め充実してください。</p>	<p>意見書・要望書の提出は考えておりません。</p>
<p>⑥県立病院については、民間病院や他の公立病院との機能分担、役割分担ではなく、県民医療全体に対する役割を堅持し、より一層充実させてください。</p>	<p>意見書・要望書の提出は考えておりません。</p>
<p>⑦厚労省通知「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。</p>	<p>看護体制7対1を確保する為、看護師は毎月採用試験を実施する事と併せ、合同病院説明会や病院見学会など多くに参加又は開催しています。また、離職者数を減らす為育児休業や短時間勤務、部分休業制度など整備しています。また、院内保育所を活用しより働きやすい環境を整えるように努めています。現在のところ、意見書・要望書の提出は考えていません。</p>
<p>3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書</p>	
<p>①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。</p>	<p>意見書・要望書の提出は考えておりません。</p>
<p>②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。</p>	<p>意見書・要望書の提出は考えておりません。</p>
<p>③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書発行は行わないでください。</p>	<p>意見書・要望書の提出は考えておりません。</p>
<p>④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。</p>	<p>意見書・要望書の提出は考えておりません。</p>